

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【公表番号】特表2017-530243(P2017-530243A)

【公表日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-039

【出願番号】特願2017-518480(P2017-518480)

【国際特許分類】

C 10 L 1/06 (2006.01)

【F I】

C 10 L 1/06

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

火花点火エンジンに使用するのに適している液体燃料組成物であって、該組成物は炭化水素の混合物を含み、ここで、該組成物はおおよそ25kPaよりも高くそしておおよそ50kPa未満の蒸気圧を示す、前記液体燃料組成物。

【請求項2】

燃料組成物が、45.0kPa未満、適切には42.5kPa未満、あるいは場合により、40.0kPa未満の蒸気圧を示す、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

燃料がガソリンである請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

炭化水素の混合物を含む液体燃料組成物を使用する内燃エンジンを操作することを含む火花点火内燃エンジンを操作する方法であって、前記液体燃料組成物は、おおよそ25kPaよりも高くそしておおよそ50kPa未満の蒸気圧を示す、前記方法。

【請求項5】

前記火花点火内燃エンジンは、ハイブリッド電気自動車、好ましくは、プラグインハイブリッド電気自動車のパワートレイン内に含まれる、請求項4に記載の方法。